

介護職員特定処遇改善加算

「介護職員特定処遇改善加算」とは

従来の処遇改善加算に加え、キャリア（経験・技能）のある職員に対し、更なる処遇改善を行うことを目的に令和元年度の介護報酬改定において、創設された加算です。

算定要件

- （１）現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること。
- （２）介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- （３）介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

職場環境等要件について

賃上げ以外の処遇改善に関する具体的な取組内容は下記の通りです。

【資質の向上】

・働きながら資格取得を目指す者に対し初任者研修・実務者研修の受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援

【労働環境・処遇の改善】

・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入
・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育の整備
・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室等の整備

【その他】

・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
・非正規職員から正規職員への転換
・障がい者を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮